

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 各務山の前町地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		各務山の前町地区 地区計画
位 置		各務原市各務山の前町1丁目の一部
面 積		約 2.7 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、市域中央部の市街地外縁に位置し、南北方向の主軸となる幹線道路（都）江南関線に接しており、地区内はすでに宅地化され、一部に流通業務施設が立地している。また、一体的な工業系土地利用が計画される各務山地区と隣接している。</p> <p>今後は、利便性の高い道路交通機能に加え、隣接地で展開されている工業団地整備を背景に、当該地域に工業系用地需要の高まりが見込まれることから、建築物等に関する計画を定め、開発行為や建築行為を適切に誘導し、隣接する住居系市街地の生活環境に配慮した工業系市街地を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区北側に立地する小学校・中学校や周辺住宅地の生活環境に配慮したうえで、幹線道路を挟んで隣接する地区南西側の既成市街地と一体となって、環境の悪化をもたらすおそれのない工業系土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区周辺的生活環境に配慮し、適切な工業系施設の立地を誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(る)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 住宅</p> <p>(3) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(4) 共同住宅</p> <p>(5) 畜舎</p> <p>(6) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(7) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p>

「区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域への編入に併せて土地利用の方針等を定め、周辺の環境に配慮した適正な工業系土地利用を図るため、地区計画を決定するものである。